

Title	農業信用と普通銀行
Sub Title	
Author	成瀬, 義春
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.4 (1928. 4) ,p.463(1)- 484(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19280401-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田に御入學の喜びは

佐藤の洋服を着る事に依り

更に一つ附け加へられます

慶應義塾御用

佐藤洋服店

芝三田四國町五電話高三二二四

三田で評判な

帽子専門の店

芝三田通り

伊藤帽子店

三田學會雜誌 第二十二卷 第四號

農業信用と普通銀行

成瀬義春

一
世界に於て充分なる農業資金を有する國は甚だ少い。多數の國は何れも其の資金難に苦しんで居る。農業信用の國際化する問題が昨年國際經濟會議の一議題に供せられたのは之が爲めである。我國に於ても農業資金の供給は甚だ不充分であつて、之が爲めに農家は一般に多大の困難を感じて居る。先年來農村振興の一方策として農業信用改善の必要を唱ふるもの漸く多きは自然の數と言ふべきのみ。

農業信用の要諦は農業上必要なる資金をば有利なる條件を以て農家に供給することであるが、之を目的として我國の農業信用を改善するに就て大體次の如き三種の説が行はれて居る。

- 一、既設の不動産銀行を改善して農業信用に主力を注がしめんとするの説
- 二、既設の不動産銀行以外に農事専門の不動産銀行を新設して農業信用の特殊機關たらしめんとするの説
- 三、信用組合を改善して農業信用の主力たらしめんとするの説

現在我國に於て農業信用の機關として利用せられつゝあるものは、普通銀行及び貯蓄銀行の外に、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等の如き不動産銀行、信用組合、頼母子講、無盡業、質屋、金貸業者等、其の種類は少くないが、何れも缺點多く、農業金融上に見るべき効果を擧げて居るものは殆ど皆無である。殊に農業金融の中樞機關とも看做すべきものが全然缺けて居ることは制度上の一大缺陷であつて、右の三説も畢竟此の缺陷を補はんが爲めの方策として唱へられたるものに外ならぬことは、其の趣旨に於て明かに認められる。

二

既設の不動産銀行即ち日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等を改善して農業金融に主力を注がしめんとするのは、是等特殊機關創設の趣旨から見て理由の無いことではない。然らば論者は是等不動産銀行を如何に改善すれば、之れを農業金融機關として大に役立たしめ得ると考へるのであるか。制度上から見れば、勸銀でも、農銀でも、拓銀でも、農業金融機關として充分に活動し得る地位に置かれて居る。否な從來幾たびか行はれた勸銀、農銀、拓銀等の資金運用に關する法規の改正は多くの場合に於て是等の機關をして農業金融上積極能動的に活躍せしめんが爲めに決行されたものである。それにも拘はらず彼等が所期の効果を擧げ得ざるは何故であるか。抑も又彼等が兎角農村を閑却して都市金融に重きを置くの嫌ひあるは何故であるか。此の事たる法規の不備に基くものでなくして、(A)是等不動産銀行の資力の薄弱なること、(B)彼等が農村の實情に通ぜず、自ら進んで此の方面に資金を融通する能はざるの憾みあること、(C)資金需要者に取つて借入の手續稍や面倒なること、(D)農業方面にのみ巨額の資金を融通するの經營上危険

不得策なること等に因るのではなからうか。

不動産銀行の資力の薄弱なるは其の資力の全部を占むる拂込資本金、積立金、債券發行高、預金の合計が普通銀行の拂込資本金及び積立金にも遠く及ばざる程である。随つて其の貸出高も普通銀行とは比較にならない。

大正十四年末勘定(單位千圓)

	拂込資本金	積立金	債券發行高	預金	貸出高
勸業銀行	六九、八七六	三三、九六九	七〇四、三七二	五九、八三二	七六五、六九一
農工銀行	八二、一七三	四七、一二六	三三六、六四八	一四六、三九九	四八八、三五六
北海拓殖	一一、五〇〇	六、三五九	一〇六、四七四	四六、三七五	一六六、二八〇
普通銀行	一、五〇〇、六三七	六二七、〇三二	—	八、七二六、七七五	九、〇二二、四四七

資力の薄弱なるは自己資本拂込資本金及び積立金の少きにも因るが、其の主なる理由は債券發行の困難なる事實に歸せねばならぬ。債券發行の法定制限額は勸業銀行及び農工銀行に在つては拂込資本金の十五倍、北海拓殖に在つては拂込資本金の十倍であるのに、實際の發行高は前記の如く法定制限額よりも遙に少く、中にも農工債券の如き拂込資本金の約四倍、法定制限額の三分一以下に過ぎざるは

其の事の一證左と見るべきであらう。其の理由の如何を問はず資力薄弱なれば、其の行動は自ら不活潑ならざるを得ない。農村金融の不圓滑なる一つの理由は茲に存すること疑を容れざるも、遂に其の資力を充實せしむることは不可能に近い。次に彼等が農村の實情に通ぜず自ら進んで此の方面に資金を供給する能はざるは、營業所の數が少く且つ其の所在地が都會である爲めに、自然農村に親しみを有ざる當然の結果であるが、さりとて全国各地に營業所を開設して農村とも密接なる關係を結び得る程度に至らしめることは、到底經費の許さぬ所であらう。(C)は(B)と關係がある。資金融通者が農村の實情に通ぜざれば、農業信用上煩瑣なる手續を要求して資金需要者に不便を與ふることは避け難い。加之、不動産信用を主とする農業信用に於て、資金の融通が商業信用の如く簡便なる能はざるは固より其の所である。勿論融資に關する法規を改正すると共に當事者の營業振を改むるときは、多少其の手續を簡便にして資金需要者に便宜を與へ得るであらうが、此點は農業信用上左のみ重大なる問題ではない。更に勉めて放資の危険を分散せしむべき銀行として、一方面に巨額の資金を融

通することは之を避けねばならぬ。不動産銀行が全力を農業信用に注がないのは無理も無い次第である。本来我國の如き産業組織の小なる信用程度の低き、好放資物件の乏しき國に在つて、殊更に其の營業の範圍を局限し、或る特定産業の金融に全力を注がしめんとして特殊銀行の制度を設けたことは果して適當の方法であつたかどうか聊か疑問である。既設の特殊銀行が特銀たるの特色を發揮し得ないのは寧ろ制度の罪ではなからうか。既設の特銀は既に特銀たるの特色を失つて居る。蓋し特銀の營業範圍は屢次の改正を経て漸次擴大せられ、今や日本銀行以外の特銀は其の營業の内容實體に於て普通銀行と多く擇ぶ所がないからである。之を少しく具體的に言へば、證券金融を主とすべかりし興業銀行が對支投資船舶金融に莫大の資金を固定するが如き、朝鮮銀行、臺灣銀行の如き、それ朝鮮、臺灣を活動舞臺として此の方面の金融に全力を注ぐべかりしものが内地に巨額の資金を固定せしむるが如き、農村金融に主力を致すべかりし勸業銀行が却つて都市金融に重きを置けるの嫌ひあるが如き、又勸業銀行と其の目的を同じうする農工銀行が地方の普通銀行と盛に競争しつゝあるが如き、之を一面から眺む

れば、是等は特銀として其の本來の目的を達する能はざることを立證するものである。不動産銀行をして農業信用の主力たらしめんとするが如きは言ふべくして行はれ難い。

三

既設の不動産銀行以外に農業専門の特殊金融機關を新設せんとするの説は先年産業組合中央金庫を創設したると同一の理由に基くものであらうが、先づ考へねばならぬことは其の存立の可能性である。既設の特銀でさへも農業専門の銀行として存立し得るものは一つも無い。さればこそ創立以來幾たびか業務の範圍を擴張して殆ど特銀たるの性質を失ひ、今や準普通銀行と化して尙ほ經營の不如意を感じて居る位である。此の際農業専門の金融機關を創設するも果して其の營業を繼續し得るや否や大なる疑問と言はねばならぬ。

假に斯の如き機關の存立は可能であるとしても、其の貸付資金を如何にして調達せんとするか。思ふに其の資金の調達は債券發行に依るの外なからう。しかも債券の發行は容易でない。既設特銀の債券だけでも市場は之を消化するに困

難を感ずる位である。現に三十年の經驗を有し、特殊銀行中最も信用の高い勸業銀行が割増金附の債券を發行しても成績は豫期に反する場合が多い。勸銀さへ然りとすれば、新設の特殊銀行が債券の發行に多大の支障を來すべきは看易き所である。債券の發行意の如くならざれば、資金乏しく活動所期に反するは言ふ迄もない。

次に其の組織の上より見るも、勸業銀行の如く本店を東京に置き、全國樞要の地に支店を設ぐるも、農工銀行の如く一府縣に一個所の割合を以て全國に同種の小銀行を創設するも、將た産業組合中央金庫の如く農村の信用組合を子銀行として之に對する一個の親銀行を新設するも、其の經營をして農村の實情に適せしめ得るや否や是れ亦甚だ覺束ない。勸銀農銀等が農村金融の爲めに大なる貢獻を爲し得ざる其の理由の一つは農村の實情を知らず、否な之を知り能はざるの點に存する。後に述ぶるが如く中央金庫の振はざるも同一の理由に因る所が多い。左すれば勸銀又は農銀若くは中央金庫の組織に倣ふて農業専門の銀行を新設するも、全國各農村の實情に適する經營を期待し得ざるは言を俟たぬ。

既設の特銀と新設の特銀とが同一地盤に於て同士討を演じ、兩者共に傷きて益々其の機能を發揮し難きに至ることも亦考慮に入れなければならぬ。國民經濟上分業の利は何人も之を認むるも、我國の現状に於て金融上に完全なる分業の行はれ難きは既設の特銀が明かに之を示して居る。好放資物件の少い我國に於ては、よろづや式の銀行でなければ存立は困難であらう。少くとも各種の機關が各々分野を定めて互に相侵さざるが如き金融制度の實現は遠き將來であらう。

四

信用組合を改善して農村金融の主力たらしめんとするの説は信用組合の性質から見て最も適切であらう。信用組合改善の根本義は結局人の問題である。即ち組合員が組合精神を體得し、理事者に其の人を得るに非ざれば、組合の改善發達は望まれぬ。我國の産業組合は此の二點に於て缺けて居る爲めに、其成績は尙ほ所期の如くならず、随つて之に望を囁するものは甚だ多くない。試みに農林省農務局産業組合課の調査に係る全國産業組合の大正十四年末に於ける資金關係を見るに、調査組合數一萬三千三百三十七、此の組合員數三百六十三萬七千九百九十

二人の拂込出資は一億四千二百四十五萬三千圓、積立金八千七百八十五萬八千圓、組合員貯金四億一千五百二萬三千圓、組合員外貯金二億三千九百六十七萬三千圓、貸付金五億三千百二十萬四千圓にして、其の資力は一勸業銀行にも及ばない。信用組合が農村を多く潤して居らぬことは此の一事を以て略ぼ推測される。されど信用組合は他の産業組合と共に無くてはならぬ機關である。殊に自助的精神の最も缺けて居る我國に於ては、産業組合の如き自助的機關に依つて、大に此の精神を涵養するの必要がある。我國の産業組合は尙ほ極めて幼稚であるが、今後地方有志の指導宜しきを得るならば、其の發達は見るべきものがあるであらう。

然らば信用組合は之を如何に改善すべきであらうか。之が根本義は結局人の問題であるが、他にも改善すべき餘地はあらう、先年全國産業組合主任官會議が農村金融上改善すべき事項に關し、農林大臣の諮問に答へた中に次の二項があつた。

- 一、中央金庫、産業組合、産業組合聯合會の改善
- A、中央金庫の長期年賦貸付の途を開くこと
- B、手形割引を聯合會に認むること

C、信用組合の長期貸付に關する規定を設けること

二、信用組合の充實及び系統的活動を期すること

 A、資金の増加

 B、理事者の養成

 C、督勵機關の充實

何れも信用組合の充實改善に直接間接關係を有する事項であるが、第一項は左して效果があるとは考へられぬ。(A)中央金庫の長期年賦貸付の途を開くことは無擔保貸付を主たる業務とする同金庫の性質に重大なる影響を及ぼすものであるが、假に其の趣旨に於ては不可なしとするも、殆ど其の唯一の貸付資金とも見らるべき産業債券の發行は既設の特銀に比して一層困難なるものがある。現に最近の發行に係る約三千萬圓の新債券は全部預金部の引受に俟てるものである。斯かる状態に於て中央金庫の長期貸付に多きを期待する能はざるは自明の理である。否な長期貸付はあろか、短期無擔保貸付さへも思ふに委せぬことは左記の數字に依つて之を窺ひ知ることが出来る。

産業組合中央金庫資金勘定(大正十四年末現在單位千圓)

拂出資金	積立金	預り金	貸付金	割引手形	預金	有價證券	剩餘金
一九・六二八	三九六	一・三〇二	三・六〇五	五・四〇九	八・二四五	五・三三二	七七七

(B)中央金庫及び産業組合に手形の割引を認めて居る以上、産業組合聯合會に之を認むることは差支ないであらうが、聯合會の資力信用を以てして能く之を活用し得るや否やは別問題である。大正十三年末に於ける全國産業組合聯合會調査聯合會數百九十六の貯金と貸付金とを見るに、前者三千四百萬圓後者二千五百萬圓である。斯かる貧弱なる資力を以てして手形の割引を行ふも、其の效果は爲さざるに勝る程度のものではなからうか。

(C)信用組合の長期貸付は現状に於て望みが少いやうである。蓋し信用組合の貸付資金は殆ど全部組合員及び組合員外の貯金より成れるものであるが、其の貯金は多く短期のものであつて、其の受入拂戻が可なり頻繁であるから、到底之を長期の貸付に利用する能はざるが爲めである。信用組合をして長期の貸付に多額の資金を利用せしめんとするには、貯金以外の方法に依つて所要資金を調達す

るの途を講ぜねばならぬ。

第二項は信用組合改善策として最も有效であるが、第一項の如く簡單に行はれるものではない。殊に理事者の養成は甚だ困難である。否な理事者は人爲的に養成せらるゝものではなくして、恵まれたる環境より自然に生れ出でるものである。信用組合の理事者は衆望を荷ふ信念の人たるを要するも、多數理事者に斯の如き人を得ることは一朝一夕に望まれない。加之、良理事者の選任は組合員の向上自覺を前提としなければならぬ。是は最も根本的の問題であつて、且つ最も困難なる問題である。

資金の増加は信用組合に取つて急務中の急務であるが、之が實現も亦容易でない。資金の増加容易ならざるが故に信用組合は農村金融上に重要なる役割を演じ得ずして當初の期待に背いて居るのである。併しながら資金の増加は決して望み得られぬ事ではない。信用組合を以て農業信用の中樞機關たらしめんとするには、人の問題と共に先づ此の點を考究しなければならぬ。

信用組合が資金の増加を圖るに當つて最も重きを置くべき事は組合員の貯金奨励であるが、組合は借入金の方法に依つても資金の増加を圖り得る。此の點に於て信用組合の利用し得る機關が五つある。(一)既設の不動産銀行(二)普通銀行(三)中央金庫及び産業組合聯合會(四)信託會社(五)大藏省預金部即ち是である。此の内預金部の利用は一部の人々に依つて熱心に主張されて居るけれども、現在の處は勸業銀行、中央金庫等を介して間接に利用されて居るだけである。預金部の主力たる郵便貯金は今や十六億圓を超え、其の内の約三分の一は農家の預け入に係る點より見て、之を農村金融に利用せしめんとするは理由の無いことではないが、預金部の資金を適切に利用することは從來の經驗上甚だ困難である。寧ろ農家をして郵便局に貯金する代りに信用組合に貯金せしめ、之をば直接に農業資金に利用すべく有らゆる努力を爲すの有効適切なるに如くはない。

信託會社は將來農業金融機關としても有望であるが、今日の處では其の資金を農業上に利用し得る程度に發達して居らぬ。中央組合及び産業組合聯合會が資金供給者として深く恃むに足らざるは既に述べた通りである。残る所は(一)(二)

の兩者であるが、此の内何れがより多く農村金融に貢献しつゝあるか。左の數字は此の問題に對する有力なる暗示となり得るであらう。

不動産抵當貸付金機關別調 (單位千圓)

年 末	勸業銀行	農工銀行	北海拓殖	興業銀行	普通銀行	保險會社	個人其他 推定高
大正十年	二七、六四八	三九、九六六	六七、六九八	七、六五五	七六、三三八	四四、五三六	一、八九九、七三二
同 十一年	三三、三三三	三四、三九一	七三、四七八	七、五五三	一、二九一、三三四	五九、二二三	二、三三七、三三三
同 十二年	四四、〇六七	五九、七四三	八四、三三六	一〇、七五一	一、三〇四、九六七	六、七六〇	二、四四一、七六七
同 十三年	五〇、一三四	四〇、八八元	八六、一五二	二、八八七二	一、四七、五九六	六、九九九	二、四三三、七七
同 十四年	五九、六六	四三、〇三	九〇、三四	一〇、五九六	一、四四、四〇九	—	—

之を以て觀れば、普通銀行の不動産抵當貸付金は總額の約三割を占め、勸業、農工、拓銀、興銀の四行を合せたるものよりも遙に多く、普通銀行は農村に對する長期の金融機關としても大に役立つて居ることが分る。

普通銀行は農業金融機關として全然不適當であると考へて居る人が甚だ少くないやうであるが、是は二つの誤解に基いて居るものではなからうか。一は全然要求拂の債務を帯びて専ら短期商業資金の貸出を行ふ英米流の預金銀行と我國

の普通銀行とを同一視すること、他は農業資金とし云へば必ず長期のものとして考へて居ること、是である。若しも普通銀行の預金が英米流の預金銀行と同様に殆ど全部當座預金即ち純然たる要求拂の債務から成立つて居るならば、之を長期の貸出に充てて居ることは甚だしく危険である。随つて農業金融機關としては不適當であるかも知れない。然るに我國の普通銀行に於ては英米等に殆ど類例の無い定期預金が左の如く預金總額の五割以上を占めて居る。

全國普通銀行預金種類別 (單位千圓)

年 末	官公金預金	定期預金	當座預金	特別當座	預金總額
大正十年	一三四、九六九	一、四八五、二一〇	二、八二三、二八三	一、二一七、六八一	六、四三六、二四七
同 十一年	一七三、九三四	三、三八〇、六八五	一、三二八、四五九	一、九九三、九四〇	七、七五四、八四七
同 十二年	一三九、五九四	三、五四〇、一五六	一、四五八、一二七	一、八七六、九九六	七、七七二、〇七八
同 十三年	一三三、九一九	三、九四二、八〇七	一、四二八、九八五	一、八五〇、四六九	八、〇七三、三六五
同 十四年	一六〇、〇二九	四、五〇六、五四五	一、四四四、二七六	一、八七三、七〇〇	八、七二二、九七三

定期預金は當座預金と異り稍や固定的の性質を有するが故に其の幾割かを比較的長期の貸付に充つるも甚しく危険ではない。預金銀行なるが故に其の資金

を専ら短期の商業資金に融通しなければ危険であると言ふのは、我國の普通銀行と英米流の預金銀行とを混同するものである。

次に農業資金が長期固定的のものみに非ざること、は、農業資金の貸付に無擔保のものが可なり多いこと、信用組合の貸付中三年以上のものは全貸付額の一割にも達せざること等に依つて之を證明し得るであらう。長期の資金と短期の資金とが如何なる割合で農業上に利用されて居るかは全然不明であるが、土地の購入耕地の改良等に要する臨時特別の資金は別とし、年々繰返して農業上に利用せらるゝ資金例へば種子肥料農具の買入、勞銀の支拂等農家日常の經營に必要な資金は概ね短期のものとして看做して差支ない。勿論短期と言ふも、農事改良費等長期の資金に對する比較的の言葉であつて、短期商業資金等に比すれば短期の農業資金も亦比較的長期の資金であると言へよう。

斯の如く觀察するときは、普通銀行が農業金融機關として全然不適當であると考へられぬ。固より普通銀行の主たる使命は商業金融機關たるに存するも、主力を商業方面に注ぐ傍ら其の餘力を農業方面に用ふるも、其の效果は不動産銀行

に比してより大なるものがあるであらう。普通銀行の不動産抵當貸付額は前掲の如くであるが、此の金額は其の拂込資本金と積立金との合計額二十一億二千七百六十四萬圓(大正十四年末現在)よりも遙に少いのであるから、假に定期預金を長期資金に充てることは全然不可なりとしても、普通銀行が不動産金融、随つて長期の農業金融に貢献し得る餘地は尙ほ甚だ多いのである。茲に於てか信用組合をして普通銀行を利用せしむる必要がある。

六

現在に於ても信用組合と普通銀行との關係は可なり密接である。全國産業組合の銀行其他に對する預金別及び銀行其他よりの借入金別は能く之を表はして居る。(大正十三年末現在單位千圓)

	預け金		借入金	
	金額	平均利率	金額	平均利率
特殊銀行	三,九五二	五分	二一,一三三	六分四厘
普通銀行	一〇七,五三七	五分六厘	三三,四五一	一割三厘
中央金庫及聯合會	三三,三三八	六分八厘	一九,四三四	八分八厘

即ち産業組合の普通銀行に對する資金關係は特殊銀行又は中央金庫若くは聯合會に對するよりも餘程密接である。若しも今後信用組合が更に積極的に普通銀行を利用するの態度を取るならば、兩者の關係は益々密接を加へ、農業金融上好結果を齎らすに相違ない。たゞ普通銀行よりの借入金の利子が特銀、中央金庫、聯合會等のものに比して著しく高率なるは、後者が預金部の低利資金等を利用し得る特別の事情に因るものであらうが、此の點は今後信用組合と普通銀行との關係を益々密接ならしむる上に於て一つの障礙と看做さねばならぬ。併しながら信用組合が其の本質に顧みて組合員に對する貸出利率を引下げること努力するならば、此の障礙も深く憂ふるに足らぬ。産業組合中央會の調査に據れば、大正十三年末に於ける全國信用組合の貯金平均利率は最高一割五厘、最低三分二厘、普通六分二厘であり、其の貸出平均利率は最高一割六分九厘、最低五分、普通一割一分三厘であつた。貯金に一割以上の高利を附するが如きは信用組合の性質上寧ろ法外の沙汰であるが、貯金利子と貸出利率との間に斯の如き大なる開きがあるのも、産業組合の經營上に何等か重大なる缺陷の潜むことを思はしめる。自助的機

關たる信用組合に於て利鞘を儲くるの必要なことは言ふ迄もない。貯金又は借入金、の利率と貸出利率との差は必要な経費を支辨するに足る最小限でなければならぬ。殊に借入金の如きは無手数料又は之に近い程度で融通すべきものである。何れにしても極力其の貸出利率を引下げることが、信用組合が農業信用に貢献する上に最も大切なる要件の一つであらう。

七

信用組合をして普通銀行を活用せしむるに必要なる事の一つは農業倉庫を完備することであらう。農業資金の貸付は他の貸付と同様に有擔保と無擔保とに大別され、信用組合の如きは主として無擔保貸付を取扱つて居るものであるが、普通銀行としては無擔保貸付に重きを置くことを許されない。借主をして擔保物件を提供せしむることは貸金の回収を確保する上に於て屢々絶対必要である。而して農家が擔保物件として提供し得るものは、不動産に在つては主として土地、動産に在つては主として農産物である。然るに農産物は其の保管が困難である爲めに擔保物件として廣く利用されないのが今日の實情である。農業金融の不

圓滑なる其の一原因は此の點に存すること疑ふべくもない。是れ農業倉庫完備の必要な所以である。

更に必要なは銀行の支店出張所の設置を自由ならしむることであらう。現在政府が銀行の支店出張所の設置に制限を置きて容易に之を認可しないのは、營業所の濫設によつて銀行の經營の放漫に流れることを恐れるが爲めであらうが、其の經營が放漫に流れると否とは當事者の心掛如何によるものであつて、營業所の多寡とは無關係である。銀行の經營が放漫に流れることを防ぐには別に方法があらう。漫りに營業所の増設を制限して銀行の活動を殺ぐことは大局より見て不得策である。

最後に一言すべきは普通銀行の對不動産貸出をば必要に應じて直に資金化し得るの途を開くことである。現在之を資金化する途が開けて居らぬ爲めに、一方銀行の資金を不動産に固定せしめて其の經營を困難ならしめ、他方不動産金融の不圓滑を來して産業の發達を阻害せるは周知の事實である。單に農業信用上より見るも、對不動貸出の資金化に依つて普通銀行の資力を増加せしむることは刻

下の急務であるが、此の問題に就ては金融制度全般に亘りて其の利害を考究する必要があるから茲には殊更に細論を避けて置く。

八

以上論じたる所を概括すれば、農業信用の中樞機關たるべきものは信用組合であるが、此の機關も現在の儘にては其の機能を發揮せしむる能はざる故に適當の改善を加へる必要がある。而して其の改善の根本義は結局人の問題であるが、同時に資金の増加を圖ることも大切である。其の資金の増加に就ては無論既設の不動産銀行、中央金庫、産業組合聯合會等をも利用せねばならぬが、最も有效なる方は我國の金融上に最も重要な地位を占むる普通銀行を大に利用することである。信用組合が普通銀行を利用することに依つて其の機能を充分に發揮し得るに至らば、我が農業信用は恐らく其の面目を一新するであらう。(一九二八、三、一五)

海運會社の競争と其の結末

增井幸雄

我が國に始めて汽船が傳はつたのは安政二年の事であつて、同年六月に和蘭の國王から汽船スームピング號が徳川幕府に寄贈され、之を軍艦觀光丸と改稱した。之が本邦に於ける汽船所有の嚆矢である。其の後、幕府及び諸藩によつて、軍艦又は軍用船として所有されるに至つた汽船の數は多數に上つたのであるが、民間に於ける汽船所有が明かに認められるに至つたのは明治二年十月からの事である。併し、汽船による一般貨客の運送は既に明治元年から行はれ始めたのであつて、此の年の四月に一小蒸氣船が神戸大阪間に於て毎日定時的に就航し、又大阪運上所屬の汽船浪花丸が大阪横濱間に就航した。之が本邦に於ける、汽船による公共運送の嚆矢である。(1) 爾來星霜六十餘年、昨昭和三年十月末現在に於ては登簿汽